



## 『柳子新論』

山県大弐／川浦玄智訳注 岩波書店／岩波文庫

|    |                 |                |
|----|-----------------|----------------|
| 本館 | 請求記号：X/080/I95B | 資料ID：700102858 |
| 本館 | 請求記号：/155/Y22   | 資料ID：100414457 |

## 『藤原惺窩・中江藤樹・熊沢蕃山・山崎闇斎・山鹿素行・山県大弐集』 (日本の思想 17) 藤原惺窩[ほか]／西田太一郎編 筑摩書房

|      |                |                |
|------|----------------|----------------|
| 本館   | 請求記号：K/121/N77 | 資料ID：101112829 |
| 生田分館 | 請求記号：/121/N77  | 資料ID：101127009 |

### 経済学部教授 新田 滋

山県大弐は幕府転覆を企てて処刑され、幕末の倒幕派に決定的な影響を与えたとされる。

『柳子新論』を現代語訳で一読したとき、兵衛・衛門・助などは律令制の官職名であるのになぜか庶民に至るまでこのような名前を付けているが、本来なら官職詐称で罰せられるべきところだと批判していたのが印象的であった。

律令制は時代が降るとともに形骸化し遂には何の十二兵衛といった名前として残るのみとなってしまった。現代的に言えばナントカ次官・ナントカ局長が名前として定着してしまっようなものである。

律令制の正式な廃止は明治時代のことであった。明治憲法も「不磨の大典」として60年近く一度も修正はなされず、日本国憲法も80年近くの間一度も修正されたことがないのは周知の通りである。

何か日本という国にはそういう不思議なところがある。

乱世であれば武断政治となるのは仕方ないにしても、江戸時代になって太平の世が長く続いているのに、いつまでも武断政治のままでいることもまたおかしいことではないのか。山県大弐にとって尊王倒幕とは、法治・文治の機関・制度としての天皇・朝廷の尊重と回復にほかならなかった。

『柳子新論』が岩波文庫に収められたのは戦時中のことで、国体明徴運動の極まった時局に迎合したもののようにもみえる。だが時の軍部政権が暗に「東条幕府」と批判されはじめた頃でもあり、案外そこには別の趣意が隠されていたのかもしれない。